

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めているというにある。

2 経 過

請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日にA市所在のB（以下「事業場」という。）に採用され、現場作業員のリーダーとして機械設備の据付け業務等に従事していた。

同僚等によると、被災者は、C国への慰安旅行中の平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃にD市内のホテルの部屋で倒れ、I病院に救急搬送されたが、同日死亡したとしている。死亡登録証には、死亡年月日「平成〇年〇月〇日〇時〇分」、死亡原因「循環器系機能停止」と記載されている。

請求人は、被災者は休日が取れないほどの長時間労働に従事したことにより、持病の「高血圧症」が自然経過を超えて悪化し上記疾病を発症したものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 死亡登録証によると、被災者の死亡原因は「循環器系機能停止」と記載されている。この点について、E医師は、平成〇年〇月〇日作成の相談記録において、調査資料からは情報が限られており病名の判断は困難であるが、いわゆる突然死と考えられる旨述べている。当審査会としても、被災者の発症から心肺停止に至るまでの時間的経過等から、E医師の意見は妥当であり、被災者は、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃に心臓性突然死（以下「本件疾病」という。）により死亡したものと判断する。

(2) ところで、心臓疾患の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長は「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて、被災者の本件疾病発症前における業務による過重負荷の有無について検討する。

(3) まず、発症直前から前日までの間における異常な出来事への遭遇は認められない。また、発症に近接した時期においても、請求人らは、被災者が発症3日前の平成〇年〇月〇日に、休日のところ出勤し汚れた格好で帰宅した旨主張しているものの、当日作業に従事した事実は確認できず、仮に被災者が当日出勤し作業に従事していたとしても、特に過重な業務に従事したものとは認められない。

(4) 次に、発症前6か月間における業務の過重性は認められないが、請求人らは、被災者が月平均80時間ないし100時間を超える長時間労働に従事していた旨主張していることから、長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に従事していたか否かについて検討する。

ア 請求人らは、朝夕の資材ないし荷物の積み降ろし等の準備及び後片付けにかかる作業が義務づけられており、労働時間に算定すべき旨主張している。この点について、監督署長は、作業日報の作業時間に朝夕の準備及び後片付けとして、1時間から最大2時間を加算し労働時間を認定している。被災者の同僚労働者であるF及びGは、労働基準監督署からの電話聴取書において、要旨、「朝は荷物を積み込みするだけ、事業場に戻ってからは荷下ろしする程度でそこから仕事はしない。」「朝と帰ってきてからの荷物の積み降ろしはみんなですので、各30分もかからない。」とそれぞれ申述している。したがって、当審査会としては、請求人の主張する準備作業等は労働時間として正当に評価されているものと判断し、請求人らの主張は採用できない。

イ また、請求代理人は、車による事業場から現場までの移動時間について、労働時間に上乘せすべき旨主張している。この点について、監督署長は負荷要因としての労働時間としては評価していないが、審査官は、F及びGが、被災者は「たまに運転する程度」、「週2回か3回片道運転するだけ」とそれぞれ申述していることから、週に2回ないし3回運転していたものとして、被災者が運転にかかわったとされる時間を負荷要因として考慮し、労働時間を推計している。

審査官が推計した被災者の時間外労働時間数をみると、発症前1か月または発症前2か月間から6か月間の各平均時間外労働時間数の最大が発症前5か月間平均の63時間18分であることから、恒常的な長時間労働は認められない。

ウ 以上のとおりであり、当審査会としては、被災者の時間外労働は、認定基準において業務と発症との関連性が強いと評価される、「発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月間当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合」には至らないものであり、他の負荷要因も認められないことから、被災者が本件疾病発症前において、長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業

務に従事していたものとは認められないものと判断する。

(5) ところで、請求人からの聴取書及び被災者の健康診断個人票によると、被災者は、年齢45歳以上、高度肥満（体格指数30（kg/m²）以上及び腹囲100cm以上）、喫煙習慣といった冠動脈疾患の危険因子を複合保有し、さらに冠動脈疾患を疑わせる心電図異常（ST-T異常）を指摘されており、肥満加療、心電図経過観察の指導を受けている。

(6) こうした被災者の健康状況を鑑みると、本件疾病の原因となった疾患は冠動脈疾患であると推定できるが、被災者が医療機関に受診し治療を受けていたとする事実は認められない。

したがって、被災者の私病である冠動脈疾患が自然的経過により発症し死亡に至ったものとみるのが相当であり、被災者が本件疾病発症前に業務による明らかな過重負荷を受けたとの判断はできない。

3 以上のおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。